

令和 7 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業 Q & A

1. 補助対象期間		
No	質問	回答
1	事業実施期間とはいつからいつまでのことか。	交付決定日から補助事業の完了の日（機器等の契約,支払い及び納品がすべて完了した日）までのことです。 なお、機器等の納品及び支払いは遅くとも令和 8 年3月31日までに完了してください。それ以降に納品があった機器等は補助対象外となります。
2	機器等の入札・契約及び購入はいつの時点から着手してよいか。	補助金の交付決定日以降から可能となります。 なお、交付決定日より以前に契約、導入、支払等を行った場合は補助対象外となります。
2. 補助対象者		
No	質問	回答
3	過去に「三重県介護従事者確保事業費補助金」を活用して、介護テクノロジー（介護ロボット・ＩＣＴ等）を導入した場合、補助申請できるか。	補助申請可能です。
4	補助金の交付申請は先着順か。	先着順ではありません。 期限内に申請があった事業者を予算の範囲内で交付対象事業者とします。
5	「令和 7 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業実施要領」では補助対象者は「三重県内に所在する介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所及び施設」とあるが、事業者指定はいつまでに受ける必要があるか。	交付申請時点において介護保険法に基づく事業者指定を受けている必要があります。
6	「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」は申請できるか。	できません。 ただし「特定施設入居者生活介護」の事業者指定を受けている場合は、申請可能です。
7	補助対象外事業所（「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等）に併設する訪問介護事業所等が機器の導入を行う場合、当該機器を前述の補助対象外事業所で使用・設置することは可能か。	できません。 本補助金で導入した機器等については、申請事業所の職員や利用者を対象に使用するものとしているため、併設する事業所であっても申請事業所以外での使用・設置は認められません。
3. 補助対象経費		
No	質問	回答
8	「介護ロボットの導入支援」、「ＩＣＴ等の導入支援」、「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」、「導入支援と一体的に行う業務改善支援」の中から複数メニューを実施することは可能か。	複数メニューを実施することは可能です。 ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額以内での交付となります。
9	対象経費として申請可能な介護テクノロジー（介護ロボット・ＩＣＴ等）の台数に制限はあるか。	台数に制限は設けていません。 ただし、事業所の利用定員数や機器の利用目的等を加味し、補助台数及び補助金額の調整を行う場合があります。
10	介護ソフトのライセンス料や保守費用等に係る補助対象経費はどのように考えればよいか。	補助対象期間内（交付決定日から令和8年3月31日まで）に支払った金額が補助対象となります。ライセンス料や保守費用等が複数年に渡る場合であっても、以下のとおり補助対象期間内に支払った金額が補助対象となります。 ①費用全体を一括で支払う場合 →全額が補助対象 ②費用全体を年払いで支払う場合 →1年分のみ補助対象 ③費用全体を月払いで支払う場合 →令和8年3月支払分までが補助対象

11	リース費用は補助対象となるか。	対象となります。 ただし、本補助金による導入後の効果報告を補助を受けた翌年度から3年の間報告していただく必要があるため、リース期間は3年以上としてください。 なお、対象経費の算出方法は、No.10を参考にしてください。
12	複数のサービス事業所が同じ建物内に併設しており、建物全体で通信環境（Wi-fi等）の整備を行う場合、補助申請額はどのように算出すればよいか。	対象経費の合計額をそれぞれのサービス事業所の事業者指定申請時の床面積で按分した上で、按分後の金額をそれぞれの事業所の申請額として記入してください。 なお、申請時の提出資料として、按分の計算方法が分かる資料を添付してください。
13	機器の更新経費は補助対象になるか。	単に機器を更新する場合は補助対象とはなりません。更新後の機器について新たに業務改善計画を策定し、令和7年度の補助要件を満たす場合は対象とできます。 ただし、令和4年度以降に三重県の補助金により補助を受けて導入した機器の場合は導入後の効果報告の対象であるため、更新することはできません。
4. 補助要件		
No	質問	回答
14	補助要件として、令和6年度みえ介護生産性向上支援センターが実施する研修を受けたが、そのことにより要件を満たしたことになるか。	令和6年度の研修受講は補助要件を満たしません。補助要件として研修を受講する場合は、令和7年度の研修を受講してください。 なお、みえ介護生産性向上支援センターへの相談は、研修への参加以外に個別相談、介護現場の生産性向上に向けた展示会への参加、介護ロボット・ICT機器の試用貸出、伴走支援等であっても補助要件を満たします。
15	みえ介護生産性向上支援センターはどこにあるか。	○所在地 〒514-0009 三重県津市羽所町513 サンヒルズ2階 公益財団法人介護労働安定センター 三重支部内 ○開所日時 月～金（年末年始・祝祭日を除く） 午前9時～午後5時 ○連絡先 TEL/FAX：059-271-5700 E-mail： mie.seisan24@gmail.com WEB： https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/mie/contents/13.html
16	補助申請を行う際に「科学的介護情報システム（LIFE）」の利用申請やデータ登録は必須要件か。	必須要件ではありません。 ただし、令和7年度三重県介護テクノロジー導入支援事業実施要領第8条（エ）において、「補助を受けた事業所は、LIFEによる情報収集に協力すること」としているため、積極的な利用をお願いします。
17	交付申請時に、補助要件を満たすことを証明する書類等の提出は必要か。	不要です。 補助金の交付申請時点では、提出書類として求めている「補助要件等確認表」に「○」を記入することをもって、要件を満たしているものと判断します。ただし、事業実施後の実績報告時には各要件の実施確認を行いますので、必ず実施していただくようお願いします。
18	「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること」とあるが、いつまでに設置する必要があるか。	実績報告日までに設置してください。 なお、実績報告資料として、設置した委員会の設置規程等を提出していただきます。
19	「令和7年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること」とあるが、データ連携まで行う必要があるのか。	不要です。 システムを導入することを要件としており、居宅介護支援事業所とデータ連携することを必須の要件とはしていません。 なお、実績報告資料としてケアプランデータ連携システムの「利用申請完了」のスクリーンショット等を提出していただきます。 ※利用申請完了について記載されたりターンメールの写しでも可。